

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「停車帯」の下に「、自転車通行帯」を加え、同条第五項中「の車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第六条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（自転車通行帯）

第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
第九条第一項中「又は第四種の道路」を「（第四級及び第五級を除く。次項において同じ。）

又は第四種（第三級及び第四級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改め、同条第二項中「道路」を「道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改める。

第十条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第三十二条第三号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第四十一条中「第八条第一項」の下に「、第九条第一項及び第二項」を加える。

第四十二条中「第八条」の下に「、第八条の二第三項」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県道については、この条例による改正後の第八条の二並びに第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 説 明

道路構造令の一部改正に鑑み、自転車通行帯の設置要件を規定する等のため、この条例を定めようとする。